

平成18年度第2回協働支援会議

平成18年5月26日午後2時00分

区役所本庁舎6階第3委員会室

出席者 久塚委員、宇都木委員、鈴木委員、伊藤（清）委員、小原委員、伊藤（主）委員  
事務局（河原地域調整課長、寺尾コミュニティ係主査、梅本主任、鈴木（浩）主任）

久塚座長 本日は、定数に足りています。

今日の議事は大きく分けると2つで、1つは助成金のほうですね。NPOの活動の助成金についての一次審査を行い、プレゼンテーション実施団体を決定する。助成金のプレゼンテーションに関わるものが1つ目の大きな議題で、2つ目が協働事業提案制度についての要綱（案）、要領などの検討ということになります。

資料がお手元にあると思いますけれども、それも含めて事務局から資料の確認ということで寺尾さん、お願いします。

事務局 それではまず始めに、地域調整課長の河原から一言ご挨拶をさせていただきます。

河原課長 本日は、今年度第2回目の協働支援会議になります。お話があったように助成についての一次審査の結果、それからプレゼンテーション等の実施方法について具体的な協議に入ります。2時間の時間内でございます。お忙しい中ですが、是非ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局 それではお手元に配布しました資料につきまして、事務局からご説明をさせていただきます。

まずは、短い期間でしたけれども、一次書類選考を短期間でご報告いただきまして、誠にありがとうございました。お礼申し上げます。

配布資料のほうですが、資料1、一次審査採点集計表。資料2、平成18年度NPO活動助成金助成一次審査一覧。資料3、プレゼンテーション実施要領。資料4、平成18年度NPO活動団体助成・プレゼンテーション質問票。資料5、新宿区協働事業提案制度実施要綱（案）。資料6、平成18年度新宿区事業提案募集要領（案）。資料7、協働事業提案に対する区担当課意見書。

本日配布の資料は、以上7点ということになっております。皆様、お手元にありますでしょうか。

続きまして事務局から資料1、それから資料2につきましてご説明をさせていただきます

す。

まず資料1でございますけれども、一次審査採点集計表。A4横になっているものでございます。こちらの資料1につきましては、皆様から報告いただいた一次審査採点表に基づきまして、団体ごとにそれぞれの項目ごとの合計点を入れたものになっております。

それから資料2になりますけれども、資料1の一次審査の集計の合計得点を1番から23番まで得点順に並べたものでございます。なお、右側には申請額、それから事業の種別、前年度助成団体であったかの種別、それから前年度の申請の種別につきまして一覧にまとめたものになっております。

事業種別というのは、既存事業のステップアップかそれから新規事業なのかという種別になっております。前年度助成団体の欄につきましては、丸がついているものが昨年度の助成団体ということになっております。

資料説明は、以上です。

久塚座長 個別の中身に入る前に、資料を含めて説明をいただいたのですが、これについては特に質問はないですね。順番をつけて、どこにラインを引くかという作業に入っていくのですが、審査に入る前に協議する事項があれば。

「みんなのおうち」のことについては、説明をしてもらっていいですか。

事務局 採点の集計の関係でありますけれども、団体名「みんなのおうち」につきましては小原委員がその役員ということから、小原委員については採点に加わっておりません。従いまして残りの委員の得点を1.25倍したものが、合計得点という形にさせていただいております。各審査の表の中の得点の部分が「みんなのおうち」については、小数点以下が入っている。これは1.25倍したことにより、端数が生じているということです。

それから一次選考をしていただいて、さらに二次選考のプレゼンテーションを実施するわけですが、評価する際に配慮いただきたい点としまして、今回のNPO活動資金助成というのは、1つは財政基盤の弱いNPO、そういったものを助成していこうという趣旨がございます。従いましてプレゼンテーションを実施して、最終的に総合得点をつけていただくわけですが、その段階で財政基盤の弱いNPOにつきましても支援をするという趣旨を踏まえていただいて、ご採点いただければというふうに思っております。

以上です。

久塚座長 それについては、よろしいですね。

では最終的な結論、ラインを引く前に、各委員から出された点数がございますけれども、

補足の説明などがありましたら。1番から23番までで点数をつけてもらいましたが、委員の方からのご発言を求めたいと思うのですが。採点するに当たって点数で出したけれども、さらに口頭で説明したいというようなことがありましたら、お願いしたいのですが。

伊藤（清）委員 評価基準の透明性の部分ですが、各団体のホームページの有無とその内容をもとに採点しました。ホームページがあれば3点を基準にし、なければ減点し、その内容の充実度によって加点するなどして評価しました。そんな形をしたので。7に関してはそういうことで、もっと客観的に基準ができたらいいなと、つけながら思ったのです。

久塚座長 評価基準の透明性については、ある程度客観性を持たせることが可能ではないかというような伊藤さん、お二人おられますが清和さんのほうのご発言ですが、これは特にどうしろということを手前にきめていたわけではないので、各委員のご判断ということで、将来的には公開性、透明性ということについてはたとえば例を挙げるなりして、点数を配付することはできるかもしれません。そうなってくるとこれは各委員の仕事というよりは事務局のところである程度のことのできる事柄に変わっていくかもしれません。それぞれの委員が忙しい中で透明性が確保できているかどうかを自分で調べるのは難しいかもしれない。今年はそういう縛りを特にかけておりませんでしたので、点数を配付するという作業に入ってもらいます。

他にありませんか。

大体似たような点数が配点で出てくるような場合と、多少開きをつけることにかえて意を注いでもらった委員さんもあったようですけれども、鈴木委員は少しメリハリをつけてもらったような印象があるのですけれども、そこらについては特にご発言なくてよろしいですか。

鈴木委員 若干メリハリをつけさせていただいた部分もありました。私が皆さんより厳しいのかなと思ったのですが、昨年度と全く同様の内容で状況の変化に対応できているかどうかなのかと思ったところであるとか、基盤はしっかりしたところであっても実績がちゃんと上がっているのか、新宿区への貢献度。そのあたりを見させていただきました。あとはもう1つの新規のところですけども区民ニーズをちゃんと捉えられているかどうかというあたりを文章と、私が知っている状況の中で判断させていただいて、団体さんによってはサムライ業といいますが、プロでいろいろお仕事をされている方で、NPOとしても貢献したいと思っている方もNPOとしての活動のレベルというものをどの程度みるべきなのか。その辺でちょっと厳し目な点をつけたかもしれません。

久塚座長 特に委員を指名するのはどうかと思ったのですが。というのも、縦組のほうの一覧表。点数を配付したものを見ていただくと、「前年度助成団体」という右から2つ目の枠のところ丸印がついているものが上のほうに少し固まっていて、下のほうにも固まっている。ラインを引くと結果的に、昨年度助成を得たものが第一次審査のところ2つに大きくポジションが分かれていますので、去年よかったから、今年も継続的にもらえるという話はないわけですがけれども、こういうことをめぐってご発言があればということで、皆さん方に少しご意見を求めたのです。

もちろん単年度ごとの審査です。「3年継続して、助成する。」という話にはなっていないので、すべて結果なのですけれども、そこらについての委員の個人としてのご意見などがありましたら、出していただければということなのですが。

宇都木委員、いいですか。

宇都木委員 今年の場合も去年の場合も、点数をつけるのに事前議論が少し足りなかったのではないかと思います。私などは、10点のところ合格点は5点だと思っております。だから5点以上取らないと、これはどうかと。取れないという判断ですね。5点のところは3点。満点はなし。10点のところ10点は考えられないので。そうすると全体のレベルを見て、例えば10点のところは5点前後で考えるということにすると、そういう評価の仕方と全く別にある程度の基準を前に1つ1つを見てやるということと、皆さんの点数の配分の仕方が、あるいは違っているのかもしれない。

伊藤（清）委員が言われるように、「ホームページのあるところは並のところでもいいか」というのと、やっていることを表現でこれに書いて来ているところから見て、この程度の今年か透明性が証明できないのだとすれば、それは仮にホームページがあったとしてもできないとかいうのは、それぞれの人たちの非常に客観的な判断基準であって、「どこら辺を基準にしましょうか」というのが必ずしも統一されていないから、いろいろ違いが出てくるのだと思いますが、私などは意識をして分けたわけではありません。結果としてそうただけで。

久塚座長 もちろんもっと細かくということもあるのでしょうけれども、いずれにしても一次とは違った意味で、二次の審査に入っていく際の一次からプレゼンテーションにお呼びする団体の幅を設けるなどして工夫もできる事柄であろうかと思います。寺尾さん、全部で250点満点ですか。

事務局 250点満点です。

久塚座長 すべての委員が全項目に対して10点をつけると250点になるもので、宇都木委員がおっしゃったように半分の点数をつけると、下2つはもうそもそも125点に達していないというようになってしまいますが、いずれにしても一番上位にあるのが197点、一番下にあるのが121点という点数のバラつきがあって、パーセントで言うと一番上にあるのが平均したら80パーセントぐらい取れている。バランスはあるでしょうけれども、そういう形になっています。

プレゼンテーションを実施していく際に、点数を振っていただく。それについての補足の設問というのもまたご説明があるかと思うのですが、プレゼンテーションに来ていただく団体をその中から決めるということで、昨年もそうだったのですが事務局でどの辺でラインを引こうかということです。私もその中で多少ご意見を申し上げたのですが、案を作ってみました。各委員からのご意見はその後にいただくとして、プレゼンテーションを実施する団体について、事務局から案を説明していただきます。よろしくお願いします。

事務局 それではどこで線を引くかということについての案を事務局のほうから、お話をさせていただきたいと思います。

昨年度、15団体をプレゼンテーション実施団体としました。この全部の団体にプレゼンテーションを実施していただくということは、時間の制約から当然できないわけですが、ただし、できるだけ皆さんにプレゼンテーションを実施していただきたいという考え方でございますので、時間の許す限り最大限プレゼンテーションを実施していきたいというのが、事務局の基本的な考え方です。では具体的にどのようにそのラインを引くのかということになるわけですが、1つは時間の制約から15団体くらいを実施したい。

それからもう1点。プレゼンテーション実施後に、また順位がかなり動くということが去年の結果から見受けられます。そういうことから時間の制約と、できるだけ多くの団体プレゼンを実施するとの兼ね合い、それとさらに助成申請額。そういったものを考慮しながら事務局案というのを策定しました。

事務局の考え方としまして、助成総額が200万円ということなので、申請額が倍の400万円くらいに至るまでをプレゼンテーション実施団体という形で選考してみたいかがかなということ、この申請額を足しこんでいきますと、16番目までで390万円ちょっとということになっていたと思います。昨年度も、時間的にはかなり厳しいものがあったのですが、昨年度は15団体実施したということと、今言った助成申請額。倍くらい

のものの中からよりいい事業を選定していただきたいという観点から、事務局案としては16番目「四谷伝統芸能振興会」というところまでをプレゼンテーション実施団体にしたと考えています。

もう1点申し上げますと、助成額のお話なのですが、申請書のほうには記載があったかと思うのですが、助成額全額をいただかないと事業実施ができないという団体も幾つかございます。その中で幾つか申し上げますと、上から2番目の「テラ・ガーデン新宿」とか、それから上から7番目の「みんなのおうち」とか。そういったところが上位のところでも、助成額全額をいただかないと、事業実施ができないというような形で申請がございました。

それから、今年度の特徴として、上位のところ申請額が少ない団体が入っております。例えば「ホロコースト教育資料センター」の4万5,000円とか、「東京都中途失聴・難聴者協会」の15万円とか。そういうところが上位のほうに入っていますので、少し多めにプレゼンテーションを実施させていただいて、その中からよりよい対象事業を選考していただくということで、事務局案としましては、16番目までと考えていきたいと思いません。

助成額の決定の仕方なのですが、昨年度もこの形でやらせていただいたのですけれども、申請額が15万円を超えるもので、減額しても事業はできるといったものについては、その申請額の3分の2を下限にしたい。ですから例えば30万円の助成申請があっても、減額しても事業はできるといった場合であっても、やはり最低限20万円は担保してあげたいというような考えがございます。

それから15万円以下のものについては、助成対象団体とする場合は全額担保してあげたいというような考え方で昨年は実施をしておりますので、今年度においてもそのような形で、助成額については決定していきたいというのが事務局案です。

以上です。

久塚座長 事務局の案ですと、16番で切ったらどうかということです。できるだけ多くの団体にプレゼンテーションをしていただきたいということなのだけれども、多くをお呼びして、また数多くはねるというのもむずかしいので、どの程度でラインを引くかということで悩んだ結果なのではと思いますが、金額を1つの目安として200万円。その2倍の金額になるような数ということ。それからもう1つは、助成の額が満額じゃないと事業ができないかどうかというようなことを勘案して、例えば順位が下のほうで二次審査ぎりぎりの感じだけでも、1つ2つの団体に審査をパスさせないということじゃなくて、もし減額

することによって事業実施ということであれば、そのような団体を1つでも2つでも助成の対象にしてはどうかという柔軟性を加味していくならば、16番目くらいでラインを引くことによってプレゼンテーションをしてみてはどうかという案になっているようです。ご意見がありましたら、どうぞ。

ぎりぎりと呼ぶのも、わざわざ来て落ちるのを心配して余分を呼んでいて「これはえらいこっちゃ」というか、パスできないような団体に来てもらっても困るし。かといってわざわざ来てもらったのに助成も何もないというのもつらいところですが、それはわかっていて一次審査・二次審査ということになるわけですから、私どもとしては15か16でラインを引くということで、この16番目でよろしいですか。

宇都木委員 どの道、何で切るかということと絶対的には額でしょう。助成総額を超えてしまつては、いけないということでしょう。

事務局 最終的な選考に当たっては、助成総額の200万円。

宇都木委員 200万円の総額を越えないということでしょう。だから、手加減のできる可能性のある審査をするかどうかということなのですよ。ここで言えば、例えば「みんなのおうち」は30万円を欠けてはだめですよといったら、これは25万円で、5万円を足せば他のところも助成ができそうだから、そちらにまわしましょうということになったら、これは落ちてしまうのでしょ。

久塚座長 額が満額ないと事業ができないというのは、そういう意味です。そういうことを言っている団体は、それほど数が多くないのです、この中では。ただ、それがどういう意味合いを持っているかは別ですよ。「減額されてもいい」というところにしるしをつけていないと落ちこちてしまうかもしれないとか、いろいろなことを考えるかもしれませんので。

ただ宇都木さんが言ったように、200万円というラインは絶対的に守らなければいけないライン。そこを増やせば、いろんなことがいいほうに回転をしていくのでしょけれども。

昨年の事例を見ますと、一時をパスして大きく順番が変わったようなところもあるので、あまり200万円に近いラインでプレゼンテーションをしてしまうと、一体どういうものかなというか。

それよりも一次審査では点数が少なかったけれども、プレゼンテーションによって順位が上がってくることを加味した結果、少し幅を持たせたのだけれども16ということにな

っていて、それ以上に増やすという案が出てきても結構ですし、あと2つくらい減らしてもという案が出てきても、この委員会で結論が出れば、もちろん問題のないことです。

もし案があるとすれば、宇都木委員は幾つめくらいでということをお持ちなのですか？

宇都木委員 ただ、ある程度の範囲みたいなものを想定してやらないと、増やせばいいというものではないし、減らせばいいというものではないと思うのです。つまりどういうことかということ、プレゼンテーションをやったあとの審査のことも、ある程度は頭に描いて考えないといけないというのが、私の心配事です。

久塚座長 一次審査をパスして二次審査に呼んだあとプレゼンテーションをして、例えば5万円ずつ減らした結果2つくらい上がってきたら、どの団体かは別として落っこちるのが4つだろうとか、あるいは5つであろうとかということも念頭において、一次から二次に進む団体を、これからは検討してほしいと。

一定のところにラインを引いてそのあと悩むのではなく、幾つかの系統立てたいきさきを考えてということです。

今回たまたま上のほうに4万5,000円と15万円、それから18万円というような金額のそれほど高くないものがあって、それが第二次審査の結果ランクが下にある場合と、ランクがまだ上にある場合とでは大きく意味合いが変わってくる。下4つ、5つのところが全部30万円で、極端な話、それがかけてはだめという話になってくると、とてつもなくややこしい話になってしまうのですが、今回はたまたまそういうようになっていなかっただけなので、毎年そういうことが続くということも考えられない。

今年は事務局と私で相談をしながらということもあったのですが、事務局のほうには何通りか、一次が終わってプレゼンテーションにお呼びして、その結果こっちがこっちに来て、こっちがこっちにきたら幾つくらい入るのだろうかというパターンA・B・Cくらいを作って、事務局原案というのを出してもらうようお願いするというので、よろしいですか。

では事務局、次回以降はそういうパターンでよろしくをお願いします。

事務局 昨年度実施したときにも、モデルケースという形で3つのパターンをお示しさせていただいたと思います。一番基本的な考え方としては、成績上位のところは減額をしないで、できるだけ満額の助成をしていく。下位のところは減額もやむを得ない。ただし満額助成が得られないと事業を実施できないといったケースについては、少し考えないといけない部分が発生してきますけれども、そういうものを踏まえてプレゼンテーション実

施後に、ある程度のモデルケース、どういう形で選考するところまでですよといったものを示した形で、最終的に助成団体を決定していきたいと思っております。

以上です。

久塚座長 プレゼンテーションにお呼びする前の段階で、事前に幾つかパターンを出すと、ラインに引っかかる妥当性というのが少し見えてくるという意見もありますので、次年度以降は、早めに幾つかのパターンを作ってみるということを試みていただきたい。難しいのですけれどもね、これは実際に。

宇都木委員 満点は、何点でしたか。

久塚座長 250点です。ですから一番上にあるのが、80パーセントくらい取っているということですね。一番下は、宇都木委員が平均点ないとだめよという意味で、半分の点数で125点なのですね。ただ二次審査の配点は、それぞれの委員が自分のつけた点数を勘案しながらそれに足しこむのではなくて、新たな採点ということになります。これは、後ほど説明がございます。

宇都木委員 やはり150点だな。第一次審査で点数をつけたということは、カットラインを選ぶということだから、カットラインをどこまで呼ぶかということ。

久塚座長 では、15番までということ。

宇都木委員 60%で切れば、150点だよ。

久塚座長 原案は16番までだけれども、15番までということ。

宇都木委員 どこで切っても同じことなのだから。

久塚座長 それは入試の判定でも非常に揺れることでして。まあ、それはいいとして。

宇都木委員 やるだけ、時間が延びるといだけの話だけれども。

久塚座長 これは合議制の問題ですので。それぞれの委員が、「ではそうしよう」ということであれば。投票とか多数決とかは、あまりしたくないものですから。

新たな案として、150点というところで6割。

宇都木委員 満点から60%。

点数をつけるということは、カットするという意味だから。選ぶという意味だから。どこかで線を引かなくてはいけないけれども、それを半分以上というのだったら、半分以上でもいいけれども。時間との関係も含めて考えると、158がよくて、148がよくて、145がいけないということにはならないわけだから。それはどこで切っても、同じことなので。議論をするのも、あれですが。

久塚座長 ただ重要なことは、案が2つ。事務局案の16番でどうかというのに対して、委員からは15番でどうですかということです。あくまで事務局案は、事務局案として出していたということ、委員から出る意見というのは極めて重要ですから、それを尊重するというので、どうでしょうか。

鈴木委員 困るような質問かもしれませんが、このプレゼンテーションの時間は7分・3分という割合なのですが、これはちょうどいいのか、長いのか。そういうようなところは、ありますか。

事務局 初年度はプレゼンテーション5分で、質問時間は3分という形でやりました。やはり少し短かったという気がいたしました。前回プレゼンテーションをするときにもう少し時間を延ばしたほうがよいのではないかとということで、支援会議の中で7分・3分という設定をさせていただきました。今年度は時間配分については昨年度と同様という形で7分・3分で設定して、きめられた時間内で実施できる団体数ということで、ある程度団体数を、前回の支援会議の中で、おおよそ15団体と話をさせていただきました。

各委員の皆さんのご意見で、もう少し短くして多くやるという考え方も当然あるかと思えます。ただ1回目の経験からすると、ある程度事業内容を説明する上では、一回目の経験からすると5分はちょっと短かったかなという気はいたしました。

以上です。

久塚座長 次回のことなのですけれども、各委員を拘束するのは1時から始まって5時に終わらせるということであれば、パンパンに張っている時間で。

鈴木委員の質問は、プレゼンテーションの時間との関係ではどうかということですが、確かに各委員あるいは事務局としては、団体数が少ないほうが楽です。プレゼンテーションが終わって集計して、中で会議を開いて結論を出すということまでが6月21日の水曜日に予定している議事日程ということになります。楽というのは、変な表現ですけれども。いくら鐘をたたいても、延びてご報告されるところはあるのですね。やられてしまうとそこで「だめ」とはいえないので。「何分までです」といくらいっても、どんどん話していきますと、自然に延びていく。

そういうことを考えると、両方の考え方がある。たくさん呼び出してその中から。あるいは限定して、全部ということもあるかもしれませんが、

今のルールで言うと、一段階・二段階選抜ということが基本。それから15くらいということで、スタートしているということ。宇都木さんが15番目。事務局案で16番目。

あまり差がないということなのです。あまりというか、ほとんど差はない。私はどちらでもよいと言うか、委員としては意見を出せるのですが、座長ということなので。宇都木さん、どうですか。

宇都木委員 16番でもいいけれども、やるならば客観的に、なぜ16番までなのか説明をしないとイケない。

久塚座長 だからといって、15番というのもなかなか難しい。ただ宇都木さんが助け舟を自分で出してくれたように、15番でいくと60%という数字がついて回る。来年度それに拘束されるのはいやですけれども、6割くらいというのを大体の合格ラインというふうに見るのが、いろんなところでの1つのラインの引き方のひとつなのですが、6割ぎりぎりなのか。6割程度なのか。

では説明ということは抜きにして、委員から出された「15程度」の「程度」をとった「15」でラインを引いたら、それがたまたま150点で切れていた。事務局案と少し違います。1個だけ違いますけれども、プレゼンテーションにお呼びする団体の数を1つ減らすという案をおとりしたいのですけれども、それでいかがでしょうか。よろしいですか。

事務局にはいろいろとやってもらいましたが、15番目の団体、登録番号51のところまでをプレゼンテーションにお呼びするということがいきたいのですが、よろしいですね。

事務局 問題ないです。

久塚座長 では、15の団体ということに決定いたします。

先ほど鈴木委員からの質問に対して事務局の説明が少しありましたけれども、プレゼンテーションの実施方法を確認するという意味で、もう1度簡単に寺尾さんのほうからお願いします。

事務局 お手元の資料3で、ご説明をさせていただきます。こちらは、18年度のプレゼンテーション実施要領(案)です。

まずプレゼンテーションの実施につきましては、公開といたします。

プレゼンテーションの実施時間ですが、1団体発表時間を7分として助成対象事業の内容を中心に、説明をしていただきます。

委員からの質問時間は、1団体3分程度といたします。

プレゼンテーションを実際に前に出てきてやっていただく人数については、1団体3名以内ということにいたしたいと思います。ただし傍聴はいくらでもできますので、多く来られて傍聴するというのは、一向に差し支えないと思います。

プレゼンテーションの方法は、自由といたします。

昨年は、プレゼンテーションにつきましては、プロジェクターを使ってパワーポイントでやっていただくという事例が、数多くありました。パワーポイントを用いなくて、紙等を使って説明していただくという団体もございましたので、その手法は各団体の任意といたします。パワーポイント、パソコンを利用する場合には、事前に事務局のほうにデータを送っていただく。

それからプレゼンテーション時に用いる資料については、やはり事前に事務局に持参していただくということで考えております。

プレゼンテーションについては資料の下に記載してある時間を見ていただきたいと思いますけれども、前・後半で分けて実施したいというように思います。昨年度は、集まっていたいて一番初めに抽せんを行い順番をきめたわけですけど、拘束時間が長いという批判等もございましたので、事前に前・後半の希望を取って、前半何団体、後半何団体という形で行い、順番については、事務局のほうに一任をしていただきたいと思います。

開始時間ですが、プレゼンテーションは13時から本庁5階の大会議室で実施させていただきます。

今のところ冒頭に区長のあいさつを予定しておりますが、事情によってはできない場合があるかと思えます。

それから支援会議の委員の紹介、座長あいさつをいただいた後に、13時20分開始。

間に5分休憩を挟みまして、16時35分にプレゼンテーション終了。

事務局のほうで集計時間を若干いただきまして、16時50分に支援会議を再開いたしまして、17時に支援会議閉会というスケジュールで進めさせていただきたいと思えます。

プレゼンテーション終了までは公開といたしますが、最終の助成団体決定につきましては、昨年と同様に非公開で実施したいと思えます。その選考結果につきましては、公表していくという考え方で実施させていただきたいと思っております。

プレゼンテーションの概要につきましては、以上です。

久塚座長 伊藤さんは初めてですね。これは失礼なことですが、今の説明で、初めてでも大体はお分かりになりましたね。

伊藤(圭)委員 プレゼンテーションの最中に自分で点数をつけてしまって、そのまますぐに提出という感じなのですね。

久塚座長 その際に事前に出た各種の書類、あるいは自分が事前に拝見したものがあ

ますね。それを見ながら、あわせてということになって。一次審査の点数が150点を切っているような点数。これに加点していくという形ではない。幅広くお呼びして、そしてまた新しい目で。自分の記憶プラス。それで新たに点数をつける。新たにつけるといのは、もちろんこういうものを参考にし、事前に自分の持っている情報というものを加えて点数化する。ですから一次でこういう点数しか出ていないので、この団体はだめだと。下のほうにあるからだめだということは全くなくて、やはりプレゼンテーションプラス、これを見て質問などを繰り返してという形になっています。

よろしいですか。少し時間が長いといえますか。1、2分のところで昨年度は非常に苦労したといえますか。ぎちぎち感があつたので。頭の中に、5分程度のことをおいておけば、7分というくらいが余裕があるような感じがいたしますが。よろしいですか。

もう1つあるのですけれども、それが資料の4になります。これについてもあわせてお願いいたします。

事務局 本日お配りさせていただいている資料4になりますけれども、プレゼンテーションの質問票を、紙ベースのものをお配りしております。

プレゼンテーションの質問方法につきましては、3分という短い時間で質問をいたしますので、事前に各委員の質問事項を取りまとめさせていただいております。従いまして本日一次選考を通過いたしました団体ごとに、各委員には事前に私どもに質問をご報告いただいて、私どもで、各団体ごとの質問にソートいたします。また、質問については代表質問者を事前に決めて、その代表質問者にまず皆さんから出ている内容について質問をしていただく。その質問が終了した後に、時間の制約上、1名か2名という話になりますけれども、当日質問されたい委員の方は挙手して質問をしていただく形でやらせていただきたいと考えております。

昨年度の取り扱いで申し上げますと、代表質問者の選定については、主にその団体に関する質問の多かった委員を代表質問者として、事務局で選定させていただきました。代表質問者につきましては事前に、その該当する団体に対しての皆さんの質問票と、その団体に関する代表質問者である旨を事務局から事前に通知させていただいて、もし他の委員の質問内容で何か疑義等がある場合については、各委員のほうにご照会をさせていただくという形でやらせていただきました。今年度も同じような形で、質問については実施させていただきたいと考えております。

この形で決めさせていただけるのであれば、質問票につきましては来週になりますけれ

ども5月30日の火曜日に事務局から団体ごとのこの質問票をデータで各委員にお送りさせていただきますので、団体ごとに質問がある場合については質問票を入れていただいて。6月13日の火曜日の2週間の間に、事務局にご返送をいただきたい。ご返送いただいた後に、事務局のほうで代表質問者を決めさせていただきますので、6月6日金曜日までに、各委員に送付したいと考えております。

以上です。

久塚座長 ありがとうございます。去年は、割合都合よく均すことができた。各委員に協力いただいた結果なのですけれども、今年も一カ所に集中して他のところに対しての質問がないとなると、代表質問をされる方がおられなくなるので、できるだけ積極的に質問事項というのは書いていただきたいのですが、しかし代表質問をしていただくような役割が回ってきてても自分の質問項目だけじゃなくて、他の委員さんからの質問も出ていますので、それもあわせて、加味した形で口頭での質問をしていただくということに、役割上なっています。

ですから1つの役割、自分の質問をするという役割をもっていると同時に、他の委員の方も質問を出されている場合には、代表してまとめて質問する役割が回ってきたというふうにお考えいただきたいと思います。丁寧に全部やっていると時間が足りないので、それらをうまく、3人の委員から出ていて、こういうところをつないで、こうやったらうまく1個の質問になるというような感じでやっていただければ、大変ありがたいと思います。

ただ私は、一応議長役というか進行役をすることになっていますので、代表で質問された委員以外のご質問も、積極的にお願いしたいと考えますので、プレゼンテーションをしていただく団体にうまく簡潔に答えていただければ、こちらのほうからもプラスした質問が出るということになりますので、質問は端的にぼんぼんやっていただいて。質問するほうが、時間をとり過ぎないようにしていただければということです。

それで日にちがあらかじめ決まっていますけれども、これを送らせていただいたものを団体ごとに固めて、そして皆さん方のところに16日リターンですかね？

事務局 事務局に報告いただくのが6月13日。事務局から各委員にご返送するのが6月16日。

久塚座長 それが金曜日。そしてその次の週の水曜日に、結果として使うということですね。よろしいですか。今までのところは。

大変な作業ですけれども、15団体について質問票の作成をよろしくお願いします。

この紙はいつ送付？

事務局 そちらのシートの発送は、来週の火曜日に送らせていただきます。

久塚座長 それぞれについて、法人名の入ったものが？

事務局 法人名の入ったものをお送りさせていただく。

久塚座長 早くということであれば、法人名をいれずにこれをばらっと配って皆さん方に法人名から書いてもらえれば早いのですが。そういうことにはせずに。

事務局 エクセルのシートで。1枚のエクセルのデータで、そのページごとに団体別になっているという形で、お送りしたいと思っています。

久塚座長 そういう形だそうです。

事務局 ですからお1人ちょうど3団体という形ですね。3団体の代表質問者として、役割を担っていただくということになります。

久塚座長 その事前のものとしては、15団体ぶんをそれぞれに書いてもらう。質問があれば。そういうことになります。いいですね。

鈴木委員 質問がなければ、無理には。

事務局 それは、結構です。

一言だけよろしいですか。当日の各委員の集合時間につきましては、1時にプレゼンテーション開始なのですが、12時半に集合していただきます。事前の質問の最終調整をしていただく時間が短い時間ではありますけれどもご用意できますので、その時間で各委員の質問の最終調整をしていただければというふうに思います。

以上です。

宇都木委員 もう1回、日にちを教えて。これはいつ返送でしたか。来週の火曜日？

事務局 質問票送付は、5月30日の火曜日。各委員から事務局のほうにご返送いただくのが、6月13日の火曜日まで。改めて代表質問者をきめた上で各委員にお送りするのが、6月16日の金曜日。翌週の水曜日にプレゼンテーションを実施するという形になります。

久塚座長 お忙しいこともわかりますが、来週の火曜日に送られてきて直にこしらえるのも結構ですが、土日間に。15の団体でラインを引いたわけですから、この冊子の欄とかで15団体自分で印をつけて。夏休みの宿題のようにぎりぎりにやるのではなくて、早めにやっておくというのが正しい選択ではないでしょうか。

これ以上は座長としては何もいえませんので。

団体として多いので。積極的に中を読まないという質問項目というのは出てこないで、やはりその団体のことをより知りたいと。プレゼンテーションだけではなくて、より知りたいと。質問をかけて知りたいという思いを持って、資料を読み込んでいかなければと思います。

事務局 座長、1点だけよろしいでしょうか。各委員からいただいた質問票なのですが、重複するご質問が昨年も幾つかあったのですが、事務局でそれを1つにまとめるということは、そういうことでよろしいですか。

久塚座長 多少表現は異なるけれども、そういう意味合いだろうということをもとめていただければというように思います。それは、事前に了承を取らないでいいと思います。よろしいですね。

まずは、プレゼンテーションを含めた二段階選抜実施のところまでということになります。本日は、もう1つの議題がある。協働事業提案制度の導入について。これはまた大きなテーマであります。予定したとおりに、進行していますので。

宇都木委員 ご質問申し上げますが、いいですか。質問には共通項目というのはないのですか。つまり、その団体に対する。

事務局 全体についての共通質問ということですか。すべての団体に、その項目があるということですか。

宇都木委員 プレゼンテーションをしてくれる人たちの団体に、例えば共通質問のようなものは？ 事業ではなくて。事業はそれでわかるけれども、団体に対してはこことこは事前に質問をとく。団体の性格をちゃんと知っておこうという意味での共通質問というのはない？ 要らない？

事務局 特に今のところは、考えていません。

宇都木委員 では、それぞれが気づいたところだけで。

久塚座長 結局、最終的にはそういうところにまとまっていくことは必要だと思うのです。例えば、一次審査に使った7つの項目がありますね。そういうのをさらに重ねて知りたい。あの資料だけからは、わからない。もう少しプレゼンテーションに時間が取れるのであれば、そこらについては共通項目として7項目をばらして口頭質問で、あとはそれぞれのところという方法もあるかと思うのですが、時間の制約などから共通項目をそれぞれやって、そのあと個別の団体に対する質問というのを。共通するベーシックな質問と、団体に固有の質問項目を2段重ねてやるというのを考えていると、時間的に大変だという

ことと、1段階めでそれをある程度やったという前提で、プラス15団体にまで広げているということで、了承していただきたいという形にはなっております。

ですから次年度へ向けての事柄というのは、2段階。プレゼンテーションの中で共通の1つの質問は必ずやるのだということもあるのかもしれませんが、ただそうすると順番が前のほうの団体は、いきなり共通の質問に見えてくるけれども、あとの団体になると同じ質問なのだというのが。公開の中で進行していくときに、ハンディーとかアドバンテージのつけ方が難しくなる可能性もあるので、その場合には事前に「このことについては口頭で必ず質問をしますよ」という情報を出しておかなければいけないという次の手続きが必要になるので、今年は無理かなと。よろしいですか。

ですから結論から言うと、それぞれの団体についての質問は、それぞれが独立性を持っているということになります。

宇都木委員 では団体に対する質問と、個別事業に対する質問と、大きく2つに分けてやればいいと。わかりました。

久塚座長 では、協働事業の提案制度導入という議題に入っていきます。使う資料はお手元の5と6。最終的にはこの評価に関するものですが、資料7ということになります。事務局、お願いします。

事務局 それでは事務局のほうから、お配りした資料に沿ってご説明をさせていただきたいというように思います。18年度協働事業提案制度募集要領、ならびに実施要綱につきましては、各委員の皆様に対しましては既にお配りをしている資料です。

ただし今までの経過を若干ご説明させていただきますと、先だって5月9日になりますけれども、政策経営会議という区の会議。これは区長以下助役も入った会議なのですが、その中で、この制度について幾つかご指摘を受けました。そこで修正点が幾つか生じていますので、その修正点について主にご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それと5月10日になりますけれども、区の総務区民委員会のほうにこの事業の趣旨について報告をさせていただいて、皆様からいただいた協働事業提案制度と協働事業評価制度の報告書につきましては、新宿区議会議員全員にお配りをさせていただきました。

以上を踏まえまして、お手元の資料を用いまして変更点についてご説明をさせていただきます。

まず要綱になりますけれども、実施要綱の第3条の5号のところです。これについては

募集要領のほうもあわせてみてご確認をいただきたいのですが、まず要綱のほうにつきましては、これは従前の記載です。あとで塗り替えます。5号を見てください。「先進性、先駆性などのアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業であること」。ここの(5)号なのですが、これは事業の要件ということで以前挙げさせていただいておりましたけれども、1つの事業の要件としては少し難しいのではないかというご意見が出されました。

そこで今度はもう1個の募集要領のほうを見ていただきたいのですが、募集要領のほうでいきますと、「提案できる対象事業」の5号。数字の5が書かれているところですが、そここのところを読ませていただきます。「地域課題や社会的課題に向けた新たな視点を取り込まれている事業」という形に、直させていただきました。従いましてこの要綱につきましても、募集要領の5号の形に変更をさせていただきたいと思います。

次に要綱のほうの8条の2号。審査会の構成のお話になりますが、事業提案制度の審査会につきましては、協働支援会議と区職員という形でご説明させていただいております。区職員というのは具体的に誰になるかということで、今までお渡ししていたのは「部長」とかいう形でお配りさせていただいていたと思うのですが、具体的に「企画政策部長および地域文化部長」が審査会の委員の構成員となるという形で、記載をさせていただきました。

続きまして要綱の様式になります。様式の1号様式。NPOの17分野の下に、「事業の選定」という項目を新たに追加いたしました。これは事業提案書での募集が、NPOによる自由な発想に対して募集する場合と、区からの課題に対して募集する場合と2通りありますので、申請書の中にその項目を加えました。

それと2号様式。2号様式の2枚目の「協働の必要性」の欄の下、以下。こちらのほうは今まで総括的な表題にして、これらを1項目で記載していただくような様式になっておりましたが、評価基準とよりマッチングするように個別の項目に引きなおしました。具体的に項目といたしましては「個別事業の内容」、「事業の実施体制」、「事業スケジュール」、「地域や他団体との連携」、「事業の展望および今後の活動展開」という形で項目を増やしております。

以上までが、要綱の変更のご説明ということになります。ちなみに今の追加項目は、従前の項目ではどうなっていたかといいますと、NPOの企画検討能力、事業遂行能力という1項目の記載事項になっていたところを、今の形に細分化したということになります。

続きまして募集要領の変更点についてご説明させていただきます。今回、大幅に見直したのがスケジュールでございます。スケジュールにつきましては、従前は1カ月間募集期間ということで要領を作成しておりましたけれども、政策経営会議の中で2カ月募集期間を設けるべきとのご意見がありまして、丸々2カ月にはならなかったのですけれども、募集期間については6月15日から8月10日までに、伸長させていただきました。

次に「事業実施の上限額等」のところですが、こちらにつきましては、今までは500万円という形で上限額だけの定めにしておりましたが、そのあと括弧書きになりますけど「(ただし、おおむね100万円以上の事業)」という形で、おおむねの下限を設定させていただきました。これは100万円を切ってはだめだということではなくて、80万円であっても、よい事業であれば選考していこうということですので、NPOの活動資金助成のような10万円とか15万円とか、そういう事業は基本的に想定をしていないという趣旨でございます。

次のページにいきまして、「提出書類」のところの(8)「団体の活動内容がわかるもの(チラシ、パンフレットなど)」という8号を追加させていただきました。

「なお書き」以下も以前は入っていませんでしたが、「新宿区の登録しているNPO法人については、(3)から(8)の書類については提出不要です」ということを追記させていただきました。

さらに1ページめぐりまして、「提案事業の公表」。この項目は以前には全くなかった項目です。この部分は全部、新たに新規で追加をしました。読ませていただきます。「選考過程の公正性・透明性を高めるため、提案された事業の概要および提案団体名は、区のホームページなどにより公表します。また、公開プレゼンテーション(二次選考)開催時には、公開プレゼンテーションの対象となった事業の提案書、(第1号~第4号様式)を当日資料として来場者に配布します」という形で、いただく書類については公開していきますよというところを募集要領の中に謳わせていただきました。中身の趣旨については、以前からお話させていただいていましたので、それを文章化して要領の中に追加させていただいたというところです。

それからさらに1ページめぐっていただきますと、提案制度の事務フローというのがございます。こちらのほうでは先ほど申し上げたとおり、提案の募集期間が8月10日まで延びたことにより、それ以降のスケジュールを若干引きなおしております。一次書類審査については、9月1日を予定しております。それから担当部署意見書作成。意見書という

のは本日資料7でお示ししているものですが、これについては9月4日から20日までで作成。それから二次公開プレゼンテーションについては9月下旬。詳細協議が9月下旬から10月中旬。選考結果を区長に報告が10月下旬。この10月下旬の部分については、前回お渡しした資料と変更がございません。従いまして10月の部分は動いていないので、その間のスケジュールについては、詰まった形になっております。今年度については初年度ということですので、こういう形でスケジュール的にかなり厳しい形での実施となりますが、来年度については募集時期を早めまして、余裕あるスケジュールに変更していきたいと思っております。

修正点については、以上です。

久塚座長 以前と類似した書類がもう1度出てきて、各委員には「もう1回？」という気がしたかもしれませんが、多少修正を加えて、ご意見があったことなどもありまして。新宿区の行政内部での議論も踏まえての修正という形に要綱と要領の両方があります。事務局からの説明・修正点について、ご意見があれば。

事務局 フローのところはきつくなっているの、これ以上広げるとするのはなかなか難しい話なのですが、他のところは今まで一括して極めて抽象度の高い項目などを5分割にして具体的な中身を書き込めるとか、幾つか具体的な作業が中に入りましたけれども、3条の第5項ですか。「先進性、先駆性」のところなのですが、これについては具体的な文言というのはどうなりますか。

事務局 要綱のほうは従前の記載になっていまして、この要綱の3条の5号は、要領の「提案できる対象事業」という欄があるのですが、その5に。この形に塗り変わります。

久塚座長 文言はそのままの文言ということで理解してよろしいですか。

事務局 はい。5の文言がそのまま(5)にはいる。後に「であること」をつけて、そのまま入る。そういう形になります。

久塚座長 そちらと合わせるというようなこと。それからその要綱の文言ですと、要件を充足するのがなかなか難しいようなところで引っかかる可能性があるの、要領に合わせて少し幅の広いものにしてはどうかというような庁内でのあれですか。

事務局 庁内の意見です。

久塚座長 それを踏まえて、事前に広く募集したほうがよからうということから、要綱の第3条の5項に当たるものですね。それが要領でいうと2ページ目にある「提案できる

対象事業」というところの5の文言に入れ替わって、そして「であること」というのがついて、「。」という文言に変わるということだそうです。具体的には、その文言に変わる。いいですね。

それから追加項目。そして細分化ということですね。追加項目は、自由なものなのか、区からの提起した課題にたいしての公募のものかというところを選択する。

項目として5分割したというのが要綱についての変更。さらに細かくした、具体化し、かつ細かくしたということ。

要領のほうについてはスケジュール、最初は、いくらなんでも1カ月はということで。これも区内ですが、2カ月くらい設けたらどうかという意見があって、2カ月にはならなかったわけですが少し延ばした。そのぶんだけ多少他のところに影響が出ることにはなりましたが、そういう変更をした。募集の期間を長くしたということです。

それから事業について。上限は設けているけれど「概ね」をつけましたけれども、先ほどプレゼンテーションの議題に出たような事業と異なる形での事業を念頭に置いているわけですから、金額もおおむねとして、下限を設けてはどうかと。異なる性質の事業だということ踏まえてのことですが、100万円程度。あまり小さいものはここで対応しないということです。

それから、「提案事業の公表」ですね。そうしてほしいし、そうだという要望を文字面に起こしたという形になります。よろしいですか。

宇都木委員 書類を持って来なくて記憶が定かじゃないのですが、事業要領のほうの提案事業の募集。「NPOの自由な発想」と、「区からの課題に対する提起事業」。「区からの課題に対して提起する事業」というのは、事前告知があるのですか。

事務局 事前告知いたします。

宇津木委員 つまり6月15日以前に。告知するのだね。それは、広報か何か。

事務局 広報については事前告知も含めまして、この事業制度総体を6月15日号の広報に掲載することを予定しております。

それ以前に6月1日にこの事業に対する最終の政経会議があるのですが、それが終了後、区のホームページ、それから区の広報を通じまして、区内版のケーブルテレビのティロップでこの制度について流すということをご予定しております。

また1日以降に宇都木さんのNPO事業サポートセンターのホームページ、それからシーズのホームページ、そういうところに是非ご協力をいただきたいと思いますと考えております。

久塚座長　そこで拒否されたら困るけれども、出していただく団体が限定的かどうかは別として、初年度で、ここで決定を得た事項でないとは表に出せないということは当然あるので、ここで本日決定をみて、今日は26日ですね。それ以降、早く決済を廻してオープンにできるのはいつだろうかと考えると6月初旬。1日というように寺尾さんはおっしゃったのですが、そこがぎりぎりのような感じなのでしょうか。金曜日。土日ははさんで月曜、火曜あたりということなのですが、1日にオープンにする。

そこから2週間くらいあけて、具体的な手続きが始まる。それであればその始まった段階で、まさに協働でNPO関連の団体からもリンクというかつながっていければというふうに考えていますので、ご協力をお願いします。

次年度以降については、これは継続になりますので、6月に全く新たにではなくて、早い段階からプリントが回っていくということになりますけれども、当委員会との関係でそんなに早く出せないということになっていきますので、6月1日の広報からということと。

事務局　ホームページ、それからそういった広報のほうに詳細を詰めないと、いつからというのはわかりませんが、それについては6月1日以降できるだけ早い時期に。広報紙のほうは、6月15日になります。

久塚座長　事業提案はこういうことになります。団体の持っている力などから、2カ月であってもやはりさまざまな苦勞をしないといけないようなところもあるかもしれませんが、できるだけそういう団体がハンディーを食らわないように早めに情報公開をして、そして共通のベースのもとで事業提案できるように。事務局の皆さん方には大変忙しい中で申し訳ないけど、多くの人々に速く情報が伝わるようにしていただきたいというのが、委員会の希望です。よろしく願いしておきます。よろしいですか。そのほかには。

鈴木委員　新たに加えた項目のなかの要綱第8条の　だったところに、具体的な部長さんの名前が入ったというご説明なのですが、それぞれ企画政策部長さんと地域文化部長さん。庁内の仕組みというのは私はあまり存じ上げないのですが、どういう役割を果たされている方なのかというのを知りたいなど。

久塚座長　新宿区ではどうかという、他のところも一緒かどうかわからないので。庁内と言うと、部にはこういうのがあってということからの始まり、あるいはそのペーパーがあとでさっと来るのといいのですが、概略を説明してください。

事務局　では、課長のほうから説明させていただきます。

事務局(河原課長)　部の性格ですけれども、大体今、わかりやすい名称がついています。

区の基本方針の策定とか、そういうことをやるのが企画政策部です。そこの部長です。もう1つの地域文化部長というのは、われわれの部長で地域のコミュニティですとか、区内に10の出張所があるのですけれども、そこも統括している。この地域文化部の中には文化国際とか、我々地域調整とか、もっと地道な戸籍住民課とか、そういうのがありますけど、読んで字のごとく地域の協働、あるいはコミュニティの活性化。簡単に言えば企画政策部は区の基本方針の策定、地域文化部のほうは、数ある事業の中ですけれども地域のコミュニティの活性化。こういうのを所管しています。

鈴木委員 ご説明はわかりました。きちんとそういうお立場の方がやっていただけるということがわかりました。

それと同じく要綱の様式を変更されたというような寺尾さんのご説明だったのですが、一般的に評価をしていくときに、評価基準と合わせて企画書を書いていただいたのを見て評価していくのだろうと思うのですが、私はさっきからいろいろ順番に見ていて、この評価ではここが取れている、どこを評価すればいいのだなというように見ているのですが、ちなみに評価基準は要領の5ページにあります。審査項目の中の「協働の必要性」の部分。企画書の上のほうから、必要性についての地域的課題とか社会的課題とか、手法とか、役割とか、その次のページ、2ページ目について、必要性。協働の必要性は要領のほうの協働の必要性の事業効果で読むのですよね。どれがどれになるのか、説明をしてもらっていいですか。

久塚座長 一貫して鈴木さんが似たような形で、委員会の中でいいものに作り上げてくださるご趣旨の指摘をいろいろといただいているのですが、事業提案企画書に当たるものと、審査の基準との項目の関係をもう少し整理して説明をしていただきたいということですよ。

事務局 「協働の必要性」のところまでは、よろしいですか。協働することによる相乗効果ということで、「協働の必要性」の中の「事業効果」のところをここに入れております。

それから個別事業の内容については、その事業全体を把握する上での記載事項ということで、提案いただく事業が必ずしも1事業という形ではなくて、大きく捉えると1つの事業なのですけれども、1日で開催するものとかそういうものではなくて、当然複数想定されるということで、ここの個別事業の内容ということで、どういう事業がここにあるのかということ複数ある場合には書いていただく。1個の場合には、1個ということになるかと思います。

事業の実施体制、事業スケジュール。これについては「事業の実現性」の項目の中の「計画実現性」とか、それから「実施能力」とかいうところを判断していただこうと思っております。

それから地域や他国との連携、事業の展望および今後の活動展開というものは、この団体自体がこれからどういう形でこの事業を展開していくのだろうということで、「事業の実現性」の中の「継続能力」のほうに関連してくるということになります。

以上です。

久塚座長 審査する側が設けたものと、それに合わせた形での提出書類というのは、全く同じ文言であると意味がなくなってしまうので、自分たちのことをうまく表現していただきながら。こちらはそれに違った事柄ではなしに同じことを見るのですけれども、聞いてないことを審査基準にしてしまいますと、これはルール違反になるので、審査基準に当たるものをこんどは団体が記入する用紙などについては、それにあったような形で事業スケジュールであるとか実施体制について様式第2号の事業提案の企画書の中を見ることによって、審査の基準に照らし合わせて判断をしていただく材料になるかということになっています。

いろいろ議論のあったところなのですが「企画力」、「実現性」、「実施能力」、「継続能力」というのはこの委員会の後でも多少、ご議論いただいたところですが企画総合ベースで落とすという形になるだろうということで「実現性」1つにまとめるという形ではなくて、もう少し具体的に書いていただくということをしたということです。よろしいですか。

今までずっと発言がなかったので、心配していたのですが。

小原委員 「公平性・透明性を高めるため」というところで「プレゼンテーションの対象となった事業の提案書の1号から4号様式を当日資料として、来場者に配布します」と書いてあるのですが、例えば今度の助成金の際は、この予算書も皆さんに配るのでしょうか。この予算書というのはNPOにとっては作戦というかノウハウというか。この事業提案がすごく地域性に偏ったものだったりすると、内容によってはこの資料であるとか、事務局の報酬的なものとか、どこの誰にいくら払われているというようなことがかなりわかってしまう。結果的に。団体として、これが出るということがやりにくいのではないのかなと思ったので、その辺のところは大丈夫なんでしょうかというのを思いました。

事務局 予算書の記載事項については、誰に払うとか、そういう部分については特段必要としません。一般的な「講師謝礼いくら」とか、そういう形でお出しいただければ特に

支障はありませんので。それでご報告を提出していただいて、その予算案書についても基本的には公表していきたい。これは区の事業も同じですけども、区の事業においても毎年の予算書というのは公開をしております。今回の事業提案制度も、最終的には区の事業として実施していこうということで考えておりますので。その時点で、予算書を出す必要があるかということについては、若干議論はあるところかもしれませんが、このレベルまで公開としたいというふうに考えております。

小原委員 講師が誰ということは書かないのは当然だと思うのですが、やる事業によっては1人しかいらっしゃらなくて、その方の単価がわかってしまうというようなことがないのかなと思って。こういうものごときに、予算書というものが出るのは当たり前なことなのかどうか。私もよくわからないのですが、

宇都木委員 残るくらいの人たちは、当然可能性の高い人たちだから。

久塚座長 今のご発言にあったのは、もう少し奥にはいったところの話だと思うのですね。例えばいくら数字で出ても、そこに該当する事柄とか人が1名しかいないという場合に、人が特定できる。そうすると個人情報のお話にまで飛び火していくというリスクは常に負っているわけです。それは大学でも役所でもそうなのですが、「会合費」あるいは「夕食のための何か」となったとき、それが1件しかなかったら「あの人と会って食事をした金額はいくら」と特定できる。だからといって出さないというふうに行くのではなくて、むしろそこも開くというのが、原則なので。基本はすべてオープンにするということなのです。そうだと私は思うのですが、小原さんのご趣旨も、よくわかるのですが、では役所のほうはそれでいいのですかということ、役所は「事業だから」というのであれば、むしろあけていないものがまだまだ区や国にはたくさんあるので「もっとあける」というようにいうべきだろうなと私自身は思いますが、よろしいですか。

ですから予算と決算は、そういう項目は挙がってきませんが、もし区の情報公開制度に基づいて申請が上がってきて、出せるもの、出せないものというのはその一般的な部分にかかるというところの一般論の話になります。よろしいですか。

鈴木委員 小原委員の質問に少し関係をしていると思うのですが、二次公開プレゼンテーションというのが、9月に予定されているということなのですが。

久塚座長 ひょっとしたら、資料7を使った事務局の説明と重なるかもしれませんが、鈴木委員の質問は、「協働事業提案に対する区担当課意見書」を含めて、今度は具体的に動いていくときの事柄になるのだと思います。項目の評価点であるとか。二次公開プレゼン

テーションは助成金と同じような形でこれについても行われますので、それについての説明を事務局からいただいて、そこで足りない部分あるいはプラスアルファで質問があれば鈴木さんから質問を出してもらおうという形を取りたいので。寺尾さん、では資料7を説明してください。

事務局 まず資料7のほうなのですが、こちらの資料は、1つは区担当課意見書として使われると同時に、これは採点票にもなっております。右側の項目。文字がちょっとかけている部分があって申し訳ないのですが、事務局のほうで配点案というものを作らせていただきました。右側に5点、10点、5点、10点、10点、10点、5点、5点、計60点になっております。

まず「地域課題・社会的課題」の項目については5点。それから「課題解決の手法・形態」について10点。「役割分担」について5点。それから「事業効果」のところの「相乗効果」、「区民満足度」のところをそれぞれ10点。「団体の企画力」10点。「計画の実現性」5点。「実施能力」、「継続能力」のところについては、あわせて5点という形で事務局案のレベルですけれども、配点をさせていただいております。この配点についても後ほどご議論いただきたいというように思っております。

それから審査の方法については、一次書類審査と二次公開プレゼンテーションで考えております。一次書類審査につきましては、提出していただいた書類から書面で審査していただく。そこである程度選考団体を絞り込みまして、二次の公開プレゼンテーションを実施するという形で考えております。それについては、今やっけていただいているNPO活動資金助成の審査の流れと同じような形で、実施していきたいと考えています。一次書類審査が終わりますと、この協働事業提案に対する区担当課の意見書を各担当所管課に記入してもらいます。この担当課意見書も踏まえて、二次プレゼンテーションのときには審査資料として、ご利用いただく形で考えております。

選考の方法ですが、事業提案の制度でご提案して最終的に選考する事業については、5から6事業という形でお示しをさせていただいております。これについては、NPO活動資金助成では、基本的には助成額に満ちるまで団体を選考していこうという考え方でやっておりますけれども、事業提案制度におきましては一定の基準を満たしていない事業については選考しないという形で考えていきたい。ですからフレームの枠内という考えと、それからその提案された事業が一定の基準以上のものであるかどうかというものを両方あわせ持って、最終的には選考していきたい。先ほどプレゼンテーション実施団体のところで、

6割とかいう話で線を引きましたけれど、そういう形で選考をしていくのか。それについてはこれからこの支援会議で、本日も含め検討してかなければいけない課題だと思っております。

事務局説明は、以上です。

久塚座長 募集期間は先ほど示されて、寺尾さんもおっしゃっていたのですが、少し延びたというようなこともあって。2カ月になっていますね。8月の10日。ですから、皆さんお忙しい中申し訳ないのだけでも、この具体的な審査の方法については議論する時間が。結論的には忙しいことになったのだけれども、会議が持てることになりました。

今日は事務局から概要をとりあえずここまでお示するという事なので質問等、ご意見がありましたらお出しただいて、それを踏まえて次の会議はプレゼンテーションですが、その後1回支援会議を開いて審査方法を決めて、そしてこの協働事業提案の中に全面的に入っていくということが、作業としてできるようになりましたのでよかったのかなと。

そこまでを含めて、先ほど鈴木委員が質問ということでしたので発言をしていただきます。

鈴木委員 プレゼンテーションで傍聴に来られた方には、資料を出してよく見てもらって、区の事業について一緒に考えてもらおうというようなスタンスだと思うのですが。それは大変素晴らしいことなのでそういうスタイルでやっていくのは、いいと思うのですが。協働推進基金のほうのプレゼンテーションでも若干感じているのは、私たち委員が一番前の真ん中のところにおいて、傍聴席というのは何か後ろになっていて、プレゼンテーションをする方は私たちにだけ説明をしているという印象があるのです。私たちに説明をするのはもちろん、私たちが点をつけるわけだからそれでいいのですけれども、もっと区民のほうを向いて「一緒にやる」というスタンスを持ってもらいたいという気分があったので。会場の都合とか、いろいろあるのかもしれないのですが、その辺の工夫があれば。やはりスタイルでなんとなく意識が変わる部分もあると思うので。その辺に工夫があるとよいのではと思っております。

久塚座長 確かに言われればどころか、私たちはあそこにいると背中がもぞもぞするのですね。原告と被告ではないけれども、「そういうところにいる自分たちなのかな」という気がするのです。例えば同じNPOの方が記録を取ったり、ノートテープのような形でずっとやってくださってますけれども、もっとサイドにいて。目の前にはプレゼンテーションは市民と区民にプレゼンテーションしていて。時計係は、向こうにきっちり見えるように

進行される。そういう機の配置のほうがやはり望ましいのでしょうか。頭にカーッと上がってうまくできなかったということがあると、かえってよくないので、できるだけ審査に関わるものは審査ができればいいことです。それと同時に、どういう方が審査委員であるか、委員であるかということが極めて重要なことで、「あの人たちが審査した」という重大責任を持っているのだと。ですから厳正にきちんと審査しているということも、顔を出すということで。

機の配置だけを考えていただいて。当日、もっといい案があるかもしれませんが。できるだけ真正面のあるところで、四角くなるのではない形を考えていただければ。会場の広さもあるだろうけれどもね。

他にありますか。

宇都木委員 審査の内容はまた、やるのですよね。

事務局 21日。7月に、予定をもう1度だけ追加で入れさせていただきます。

久塚座長 寺尾さん、点数も議事の中に入れていいよね。

事務局 はい。点数も含めてご議論をいただきたいと思います。本日、点数配点についてお配りさせていただいておりますので、ご意見があれば事前にいただいてもいいですし、当日ご議論いただくということでもいいです。配点等についてはお配りした資料の中でご意見があれば、ぜひ事務局のほうにご意見を言っていただい。そうすると、それに伴ってのある程度の資料を踏まえた上で支援会議の議事が進行していきますので、できればその辺の質問事項については事前に事務局のほうにいただければ、そういった質問があるということも資料としてご提供できますので、ぜひその辺についてはいろんなご意見をいただきたいというように思っています。

久塚座長 助成金の制度とあわせる形でつくっております。それについても、ご意見がまだまだあるかと思いますが、それを加味した形での協働事業提案の形になっていますから、プラスアルファですね。よりよい形になっていけば、ずっとステップアップしていくことになりますので、今日ご意見をいただけない場合にも、次の会議、そしてその次の会議のときに。プレゼンテーションのときに、持ってきていただいてもかまいませんので、積極的に出していただく。

宇都木委員 評価は、少し議論をしたほうが良いと思うのです。助成金だとか補助金を決めるのとは違うので。質的に違うことになりますから。どこにどういうウェイトを持って、申請するかというのを議論したほうが私はいいと思うので。今日でなくてもいいので

すが、改めて。

久塚座長 議論のポイントは幾つかあると思いますが、協働事業提案という趣旨に照らした場合に審査の基準、ウェートをどこにおくかということを考えて配点など、その具体的な結論ですね。配置をしていきたい。

今日出されて、それについて読んで「すぐに意見を」というのはいくらなんでも無理ですから、もう1度要領、要綱を読んでいただく。要領、要綱については議論をしながら文章をまとめていった経緯もありますので、ある程度は頭に入っているかと思いますが、あくまで協働ということの中で動いている事柄ですので、それを念頭に置いた際に意見書というのは、どういう形になるのかということ。

プレゼンテーションの宿題もあるし、これも宿題。大変なことでございますがよろしく願いたいします。ご協力のほど。

はい、どうぞ。伊藤さん。

伊藤（清）委員 次でもいいのですが忘れてしまうと困りますので。気がついたことで、この意見書のうちの「企画力」のところは10点になっているので、どうしてだろうと思って考えていたのですけれども、対象事業のところの5と6。この5と6のところ絡んでいるので、2つだから10点じゃないのかなと思ったりして。それと5と6とで縛られてこの団体の企画力というのは、提案を受け付けたときに点数のところはかなり出てくるので、10点でいいのかな。10点なんて要らないのではないのかなと思います。

久塚座長 「企画力」といったところの配分。自由提案の部分と、区の事業との関係。5のところ少し違いがあるのかもしれませんが、伊藤委員の発言はそもそも出てきて、きちっとできるかどうかというようなところを見れば、企画力はベーシックなものなので、そもそも配点をする事すら。「高い10点をあげるのはねえ」というご意見だろうと思いますが、今日「何点にしる」という話ではありません。後日言おうと思っても、忘れている可能性があるのでは、ということですので。

他に、今日のうちに。今考えたことというのがあれば。

宇都木委員 気になるところで。ちょっと気になるのは、提案している側と受け止める側の違いをどうするかというのは、これ一致したやつが出てくるでしょう。市民団体の側から「こういうことがやりたい」と提案があるわけでしょう。片一方でキャッチして、それでこっちの区役所のほうの担当部局が「ノー」となったら、それは審査対象になるのかからないのかということは、どういうふうになっていたのでしたっけ。

事務局 提案いただいた内容については、関連する所管にすべて投げます。投げてそこで意見はもらいます。ただし最終的にその事業を選考するかどうかは、審査会の審査による。ですから出た内容についてそれが事業課で「ノー」だから、審査会上がってこないなどということはありません。すべて審査会にかかる。「ノー」と言われても、審査会にかかる。「ノー」と言うからには、各事業課はそれに対する意見を付して意見書を提出するという形で考えています。

久塚座長 そういったものを作ったわけですが、だからといってそれが「ノー」と言われたから残って、ここで決めたらすんなりいくかというのは非常に微妙なところで、それが将来に向かっての協働のあり方なり、当委員会の仕事だと思いのです。なかなかキャッチできない。そして上がってきたものを残すようにしようという中で、協働というのはどう進めていくのかというときに、なかなかキャッチしてもらえない提案というのは一体どこがどう問題とされているのかも含めて、将来的には考えていかななくてはいけない。何でもかんでもキャッチされないのはおかしいなと考えたときに、NPOのほうに理由があるかもしれないし、役所のほうに原因があるかもしれない。それは双方考えられる。ですからそれがどういう理由に基づくものかというのを、やはり双方が理解することがないと。双方ともが誤解をしてしまうだけで、ずっと過ぎてしまいますので。

だからといって提案して、新宿区のほうがそれぞれの部局で必ずしもいい返事ではなければそれはアウトだという話では、協働のところにもまだ話は1歩も進まない。新宿区はいいといったのに、協働に乗らないということになるので、話が全然違うということになりますから、あまりにもそういうことが続くと。それはないと思いますけれども、もしそういうふうになりそうであれば、当委員会で何かしなければいけないということに将来的にはなるのだろうと。だけど全部かかるというのは制度上、今のところ確保できているところですね。寺尾さん、いいですね。

事務局 はい。

宇都木委員 総額は、いくらでしたっけ。

事務局 上限500万円で、5ないし6事業と考えています。

久塚座長 ですから1団体の金額は「概ね」というのをどうしても100万円くらい入れて、小さいものについては違うところで、またお願いをする。

宇都木委員 わかりました。

久塚座長 では本日のところでは、よろしいですか。説明会について。

伊藤（圭）委員 説明会についてお話しいただけますか。

事務局 説明会の開催ですが、日程案ですけれども既に決まっております。説明会については、6月22日の10時から第2分庁舎で1回目の説明会を開催いたします。それから第2回目の説明会については、6月27日に同じ会議室になります。こちらは、時間は6時から開催しますこれは案ですからまた再度、政経会議のほうにこの案件をかけるわけですけれども、場合によってはさらにもう少し開催したらという話もあるかもしれません。

宇都木委員 我々は、出なくていいの？

事務局 説明会については、委員は参加しなくていいということで考えております。ただしテーマ設定した事業課については、説明会にでてきていただいて、その事業内容について説明していただくことで考えています。

久塚座長 よろしいですか。期間を少し長くしたのと、説明会を入れるということと、それからそれに向けて期間が長くなったので、1回しか時間は取れませんけれども審査方法について、もう少し議論をしていただくということになりました。

今日の議論はこれですべて終了ということにさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

珍しく2時間できれいにバシッと終わって、次回の予定を2つだけ。

まずは6月21日。繰り返しになりますが、12時半。

寺尾さん、次々回の説明をよろしく願います。

事務局 次回は公開プレゼンテーション、第3回協働支援会議を開催いたしますが、日にちは6月21日の水曜日。時間ですが、12時半に6階第2委員会室。こちらが第3委員会室ですので、この隣の部屋です。各委員については、そちらにお集まりいただきたいというふうに思います。

それから座長のほうからお話が出ましたけれども、事業提案制度の審査方法についての審議を7月21日の金曜日。場所は、第3委員会室だと思いましたがけれども。時間については、7月21日は2時から開催したいと思っています。

それと事業提案制度の一次書類選考については、9月1日に開催します。

久塚座長 8月の末あたりという案もあったのですが、私が福岡のほうに戻っていて、9月1日までどうにも動きが取れなくて。そのあと案をつくるのに、事務局には時間が短くて迷惑をかけてしまうのですが。

事務局 一次選考は9月1日の金曜日を予定しておりますが、これは支援会議と言うよ

りも、審査会の開催という形で実施させていただきます。

久塚座長 お金も大きいから、鉛筆なめながら、チョコチョコって話にはいかないその前にどういうところが、どうなっているというペーパーが回ってくる。皆さん方に。

とにかく踏ん張らないと。今日は早くやめて、エネルギーをためて。少しでもたくさんためておいてください。

4時になりましたので、特になければ今日のところは閉会といたしたいと思いますが、よろしいですか。

宇都木委員 1日も、2時？

事務局 1日については、まだ時間が未確定なので、またご連絡をしますが、一応午後に予定しております。

久塚座長 ではお忙しい中、本当にありがとうございました。2時間で2つ終わりました。次回はばたばたしそうです。6月21日。よろしく願います。では本日の会は、これで終わります。

- - 了 - -